

水道料金一覧表

区分 団体名	給水人口 (人) R3.3.31	料金体系		基本水量 基本料金 13mm基準		従量料							
		用途別	口径別	m ³	円	第1段		第2段		第3段		第4段	
						超～以下	円	超～以下	円	超～以下	円	超～以下	円
千葉市	45,830		○	0	380	0～10	57	10～20	150	20～40	244	40～100	326
銚子市	57,871		○	8	930	8～20	155	20～100	195	100～300	255	300～1,000	315
松戸市	79,045	○		10	1,001	10～20	176	20～30	264	30～50	297	50～80	363
野田市	149,862		○	10	1,480	10～20	105	20～40	180	40～100	265	100～	325
成田市	78,536												
(旧成田市の区域)	75,392		○	0	462.0	0～10	62.7	10～20	165	20～40	268.4	40～100	358.6
(旧下総町の区域)	2,024		○	10	1,991.0	10～30	199.1	30～100	220	100～	231		
(旧大栄町の区域)	1,120		○	0	352.0	0～	198						
佐倉市	163,400		○	0	520	0～10	80	10～20	130	20～30	180	30～70	230
旭市	57,176	○		10	2,100	10～	210						
習志野市	111,457		○	0	583.0	0～10	44.00	10～30	107.80	30～50	161.70	50～100	215.60
柏市	411,598		○	0	460	0～10	60	10～20	100	20～30	155	30～50	210
勝浦市	16,367	○		8	1,700	8～20	260	20～50	310	50～500	390	500～	450
市原市	43,996		○	0	380	0～10	57	10～20	150	20～40	244	40～100	326
流山市	199,504		○	5	1,056.0	5～10	15.4	10～20	154	20～50	220	50～	341
八千代市	200,822	○	○	0	600	0～10	60	10～20	100	20～30	155	30～50	240
我孫子市	123,621	○	○	5	979	5～10	24.2	10～20	159.5	20～30	207.9	30～40	260.7
鴨川市	31,909		○	8	1,661	8～20	242	20～40	275	40～	330		
四街道市	94,651		○	0	330	0～20	99	20～50	159.5	50～100	264	100～	341
八街市	35,588		○	0	671	0～10	141	10～20	189	20～50	251	50～	377
印西市	17,780		○	0	1,000	0～10	120	10～20	140	20～40	180	40～100	320
白井市	19,886		○	2か月	847.0	0～10	113.85	10～20	189.75	20～40	303.6	40～100	417.45
富里市	39,828		○	10	2,068	10～30	209	30～50	220	50～100	264	100～500	308
南房総市	26,659		○	0	810.7	0～8	94.6	8～20	210.1	20～40	265.1	40～100	314.6
香取市	57,015												
(旧佐原市の区域)	26,011	○		8	1,700	8～10	200	10～40	220	40～100	250	100～	270
(旧小見川広域水道(企)の区域)	28,105	○		8	1,700	8～10	200	10～40	220	40～100	250	100～	270
(旧栗源町の区域)	2,899	○		8	1,700	8～10	200	10～40	220	40～100	250	100～	270
山武市	7,551		○	0	320	0～	180						
いすみ市	34,652		○	10	1,870	10～	209						
酒々井町	18,990		○	0	770	0～10	104.5	10～20	148.5	20～30	203.5	30～50	242
神崎町	4,973		○	10	2,200	10～30	220	30～100	231	100～	242		
多古町	13,339		○	10	1,800	10～20	180	20～40	190	40～100	200	100～	210
東庄町	11,541	○		10	2,310	10～	231						
大多喜町	7,891	○	○	8	1,650	8～20	235	20～50	265	50～100	320	100～500	350
御宿町	7,061		○	2か月	4,200	20～	210						
鋸南町	7,316		○	8	1,724	8～20	223	20～	337				
三芳水道(企)	52,178		○	0	737	0～8	86	8～20	191	20～40	241	40～100	286
長門川水道(企)	18,134		○	0	660	0～10	143	11～20	198	21～30	220	31～40	242
八匠水道(企)	38,720	○		10	2,060	10～	206						
山武都市広域水道(企)	153,663		○	8	1,510	8～15	190	15～30	215	30～100	235	100～	250
長生都市広域市町村圏組合	140,600		○	8	1,360	8～15	175	15～30	200	30～50	250	50～	280
かずさ水道広域連合企業団	319,913												
(木更津市の区域)	135,484		○	2か月	1,980	0～20	104.5	20～60	225.5	60～100	286	100～300	363
(君津市の区域)	80,668		○	2か月	1,980	0～20	132	20～40	225.5	40～60	257.4	60～100	369.6
(富津市の区域)	40,718		○	2か月	2,750	0～20	88	20～60	264	60～120	374	120～220	440
(袖ヶ浦市の区域)	63,043		○	2か月	1,265	0～20	141.9	20～40	174.9	40～60	224.4	60～100	261.8
千葉県企業局	3,062,104		○	0	380	0～10	57	10～20	150	20～40	244	40～100	326

※消費税の転嫁方法欄

- 料金表の中に消費税を含む場合(内税) …………… 内
- 料金表より算出した金額に消費税を加算する場合(外税) ……… 外
- その他の場合 …………… 他

(令和4年1月1日現在)

金 (円/m ³)						メーター 使用料		家庭用1ヶ月当たり(円) (メーター使用料, 消費税含む)			現行料金 適用年月 (消費税軽減のみ による料金改定)	加入金 口径13mm		消費税の 転嫁方法	料金徴収時期		
第5段	第6段		第7段		mm	円	10m ³ 使用	15m ³ 使用	20m ³ 使用	千円		経理条	毎月		隔月		
超~以下	円	超~以下	円	超~以下	円												
100 ~ 500	404	500 ~	441					1,040	1,870	2,690	H8.4.1 (R1.10.1)	100	3	外		○	
1,000 ~	355							1,364	2,216	3,069	H8.4.1 (R1.10.1)	98	3	外	○	○	
80 ~ 200	407	200 ~	451					1,001	1,881	2,761	H8.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○	
								1,628	2,205	2,783	H21.4.1 (R1.10.1)	100	3	外		○	
100 ~ 500	444.4	500 ~ 1,000	485.1	1,000 ~	484			1,089	1,914	2,739	R1.10.1 (R1.10.1)	165	3	内		○	
								1,991	2,986	3,982	R1.10.1 (R1.10.1)	132	3	内		○	
								2,332	3,322	4,312	R1.10.1 (R1.10.1)	148.5	3	内		○	
70 ~	270							1,452	2,167	2,882	H13.10.1 (R1.10.1)	150	3	外		○	
								2,310	3,465	4,620	H30.10.1 (R1.10.1)	100	4	外	○	○	
100 ~ 500	271.70	500 ~ 1,000	326.70	1,000 ~	380.60			1,023	1,562	2,101	H17.6.1 (R1.10.1)	110	4	内	○	○	
50 ~ 100	280	100 ~	370					1,166	1,716	2,266	H18.4.1 (R1.10.1)	82	4	外		○	
						13	80	2,530	3,960	5,390	H18.4.1 (R1.10.1)	86.90	4	外	○	○	
100 ~ 500	404	500 ~	441					1,040	1,870	2,690	H8.6.1 (R1.10.1)	100	3	外		○	
								1,133	1,903	2,673	H27.4.1 (R1.10.1)	132	3	内		○	
50 ~ 100	290	100 ~	330					1,320	1,870	2,420	R1.10.1	100	3	外		○	
40 ~ 50	317.9	50 ~ 100	380.6	100 ~	445.5			1,100	1,897	2,695	H22.4.1 (R1.10.1)	110	3	内	○	○	
								2,145	3,355	4,565	H17.2.11 (R1.10.1)	130.9	3	内	○	○	
								1,320	1,815	2,310	H14.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○	
								2,080	3,020	3,970	H16.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○	
100 ~ 500	400	500 ~	440					2,420	3,190	3,960	H13.8.1 (R1.10.1)	200	3	外		○	
100 ~ 500	440	500 ~	484					1,986	2,935	3,884	R2.4.1 (R1.10.1)	165	3	内		○	
500 ~	341							2,068	3,113	4,158	H9.4.1 (R1.10.1)	165	3	内		○	
100 ~ 500	360.8	500 ~	437.8					1,987	3,038	4,088	H30.4.1 (R1.10.1)	82.5	4	内		○	
								2,310	3,520	4,730	H20.10.1 (R1.10.1)	100	3	外	○	○	
								2,310	3,520	4,730	H20.10.1 (R1.10.1)	100	3	外	○	○	
								2,310	3,520	4,730	H22.4.1 (R1.10.1)	100	3	外		○	
								2,332	3,322	4,312	H10.12.14 (R1.10.1)	165	4	外		○	
						13	77	1,947	2,992	4,037	H18.2.1 (R1.10.1)	88.0	3	内		○	
50 ~ 100	275	100 ~ 500	352	500 ~	396			1,815	2,557	3,300	H11.4.1 (R1.10.1)	123.2	3	内		○	
								2,200	3,300	4,400	H21.3.1 (R1.10.1)	115.5	3	内	○	○	
								1,980	2,970	3,960	H16.4.1 (R1.10.1)	150	3	外		○	
								2,310	3,465	4,620	H19.4.1 (R1.10.1)	110	3	内	○	○	
500 ~	365					13	70	2,409	3,701	4,994	H18.5.1 (R1.10.1)	80	4	外		○	
						13	100	2,420	3,575	4,730	H13.5.1 (R1.10.1)	88	4	外		○	
						13	150	2,552	3,778	5,005	H24.4.1 (R1.10.1)	130	3	外	○	○	
100 ~ 500	328	500 ~	398					1,987	3,038	4,088	H30.4.1 (R1.10.1)	75	3	外		○	
41 ~ 50	253	51 ~ 100	308	101 ~ 1,000	330			2,090	3,080	4,070	H23.4.1 (R1.10.1)	128.7	4	内	○	○	
				1,001 ~ 5,000	341												
				5,001 ~	165												
								2,266	3,399	4,532	H12.4.1 (R1.10.1)	165	4	外	○	○	
								2,079	3,124	4,306	H12.4.1 (R1.10.1)	150	3	外		○	
								1,881	2,843	3,943	H8.10.1 (R1.10.1)	158	3	外		○	
300 ~ 600	423.5	600 ~ 1,000	484	1,000 ~	517			2,035	3,162	4,290	H31.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○	
100 ~ 200	401.5	200 ~ 500	442.2	500 ~	484			2,310	3,437	4,565	H31.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○	
220 ~ 320	495	320 ~	539					2,255	3,575	4,895	H31.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○	
100 ~ 300	319	300 ~ 500	363	500 ~	399.3			2,051	2,926	3,800	H31.4.1 (R1.10.1)	110	3	内		○	
100 ~ 500	404	500 ~	441					1,040	1,870	2,690	H8.4.1 (R1.10.1)	100	3	外		○	

下水道使用料一覧表（公共下水道）

区分 団体名	処理区域 内人口 (人) R3.3.31	基本料金 (円)	基本 水量 (m ³)	超 過 料 金 (円/m ³)									
				10m ³ 以下	11m ³ ~ 20m ³	21m ³ ~ 30m ³	31m ³ ~ 40m ³	41m ³ ~ 50m ³	51m ³ ~ 80m ³	81m ³ ~ 100m ³	101m ³ ~ 500m ³	501m ³ ~ 1,000m ³	1,001m ³ ~ 2,000m ³
千葉市	880,651	(基本使用料)580	0	~5m ³ :15 6~10m ³ : 17	111	152	188	229	267	297	329	359	
銚子市	27,460	500	0	80	143	156	184	190	210				
市川市	373,500	900	10		143	163	188	227	274	318	363	410	
船橋市	580,982	690	0	31	101	165	230	275	295	320	335	380	
館山市	5,500	1,270	10		139	151	179	220	247				
木更津市	75,589	2ヶ月 880	0	70.4	~60m ³ 140.8			165	~300m ³ 192.5	~600m ³ 225.5 ~1,000m ³ 269.5	305.8		
松戸市	434,736	1,060.40	10		140.80	178.20	210.10	308.00	~200m ³ 372.90	201m ³ ~ 486.20			
野田市	106,708	900	10	-	120	135	158	203	252	307			
茂原市	30,676	家事用1,300 業務用1,500	10		150	170	190	210	230				
成田市	100,893	880	10		110	121	137.5	159.5	192.5	225.5			
佐倉市	159,236	1,118	10		113	139	179	212	232	246			
東金市	24,044	1,148	10		132	143	161	178	195	218			
旭市	6,609	2ヶ月 2,400	20	-	130	~60m ³ 140		160	~200m ³ 180	200	220	240	
習志野市	167,380	1,032	10		116	170	234	315	390				
柏市	387,366	543	0	46	114	136	183	233	292	351			
市原市	177,411	850	10		110	139	161	178	193	252	~2,500m ³ 274	2,501m ³ ~ 293	
流山市	184,663	990	10		121	148.5	181.5	214.5	~200m ³	258.5	200m ³ ~	313.5	
八千代市	187,353	570	0	32	102	133	182	246	317				
我孫子市	110,861	900	10		108	114	131	167	227	311			
鎌ヶ谷市	74,821	953	10		150	195	248	293	328	364	402	442	
浦安市	169,678	780	10		90	102	114	126	138	150	168		
四街道市	84,575	935	10		121	137.5	159.5	192.5	220	247.5	275		
袖ヶ浦市	44,043	2ヶ月 2,158.20	20	-	126.5	~60m ³ 148.50		172.7	~300m ³ 188.10 ~500m ³ 205.70	224.4			
八街市	19,043	1,320	10		143	165	176	187	198	209			
印西市	86,579	900	10		108	120	138	150	176	189	203		
白井市	45,148	990	10		121	143	159.5	176	198	501~5,000m ³ : 220 5,001m ³ ~: 253			
富里市	32,682	1,100	10		121	143	160.6	191.4	206.8	235.4			
香取市	22,537	1,100	10		120	150	180	220	220				
大網白里市	24,872	1,400	10		150	160	180	190	210	230			
酒々井町	18,334	891	10		137.5	148.5	159.5	192.5	236.5	280.5			
栄町	16,878	1,000	10		130			140	150	160			
芝山町	1,618	(一般家庭・公益施設等) 2,000 (公共施設) 4,000 (芝山工業団地) 20m ³ まで 4,000		【定額制】(一般家庭(水道水以外の水))一人当たり 500円/月 (事業所等)200円/月 【従量制】(芝山工業団地)20m ³ を超える 200円/m ³ (一般家庭(水道水))10m ³ を超える 100円/m ³									
長生村	4,593	1,000	10		120	140	160	180	210	240			
君津富津広域 下水道組合	57,719	2ヶ月 1,800	20	-	160			~60m ³ 160	~100m ³ 173	~200m ³ 200	~600m ³ 226	~2000m ³ 239	253

※消費税の転嫁方法欄

料金表の中に消費税を含む場合(内税) 内
 料金表より算出した金額に消費税を加算する場合(外税) 外
 その他の場合 他

(令和3年1月1日現在)

10m ³ 当り 月使用料 (円)	20m ³ 当り 月使用料 (円)	現 行 料 金 適 用 年 月 日 (消費税転嫁のみ による料金改定)	受益者 負担金 (円/m ³)	消費税の 転嫁方法	水洗化率 (%) R3.3.31	備 考
814	1,998	H26.4.1 (R1.10.1)	※	外	99.8	※ 200・230円の2種類
1,430	3,003	H31.1.1 (R1.10.1)	500	外	79.7	
990	2,563	H15.10.1 (H26.4.1)	250	外	92.7	
1,100	2,211	R2.7.1	300※	外	94.5	※ 調整区域は380円
1,270	2,660	H21.4.1 (R1.10.1)	600	内	81.8	
1,144	2,552	H19.10.1 (R1.10.1)	※	内	87.5	※ 500・600・700円の3種類
1,060	2,468	H19.4.1 (R1.10.1)	700	内	96.2	
990	2,310	H22.4.1 (R1.10.1)	※	外	93.2	※ 600・650・700・950円の4種類
1,430	3,080	H10.4.1 (R1.10.1)	※	外	92.7	※143.6・208・748・1310・1450・2000円の6種類
1,650	3,630					
880	1,980	H12.4.1 (R1.10.1)	※	内	97.5	※ 182・230・255円の3種類
1,229	2,472	H29.7.1 (R1.10.1)	433	外	98.7	
1,262	2,714	H22.4.1 (R1.10.1)	550	外	91.5	
1,200	2,500	H11.4.1 (R1.10.1)	800	外	69.4	
1,032	2,192	R1.10.1	510	内	97.6	
1,003	2,143	H24.5.1 (H26.4.1)	※	外	91.1	※110・364・464・479・484・530・615・700円・1,050円の9種類
930	2,140	H31.4.1 (R1.10.1)	480	外	95.2	
990	2,200	H17.10.1 (R1.10.1)	※	内	92.9	※ 620・650・1000円の3種類
979	2,101	H27.7.1 (R1.10.1)	308	外	99.2	
990	2,178	H10.1.1 (R1.10.1)	400	外	99.1	
1,048	2,698	H20.4.1 (R1.10.1)	※	外	92.7	※350・440・450・480・530・660・680・700円の8種類
780	1,680	R1.10.1	300	外	97.8	
935	2,145	H10.4.1 (R1.10.1)	413	内	95.4	
1,079	2,344	H23.10.1 (R1.10.1)	※	内	97.2	※ 260・450・690円の3種類
1,320	2,750	H22.4.1 (R1.10.1)	※	内	92.3	※ 440・610円の2種類
990	2,178	H26.4.1 (R1.10.1)	※	外	99.4	※ 114～554円
990	2,200	H19.4.1 (H26.4.1)	※	内	99.2	※ 50～900円
1,100	2,310	H18.7.1 (R1.10.1)	※	内	96.4	※ 30・350・400・550・600の5種類
1,100	2,300	H20.10.1 (R1.10.1)	400	外	82.5	
1,540	3,190	H18.6.1 (R1.10.1)	550	外	97.2	
891	2,266	H9.6.1 (R1.10.1)	※	内	97.4	※ 265・289・351円の3種類
1,000	2,300	H6.4.1 (R1.10.1)	※	外	98.5	※ 450・470円の2種類
		H16.12.20	※	外	93.3	※ 250,000円/公共汚水ます1基
1,100	2,420	H8.3.11 (R1.10.1)	※	外	80.4	※公共ます1個当たり、水道メーター口径が 25mm以下の場合450,000円、30mmの場合648,000円、 40mmの場合1,152,000円、50mmの場合1,800,000円、 75mmの場合4,050,000円、100mmの場合7,200,000円、 150mm以上の場合 村長が別に定める額の7種類
900	2,500	H29.9.1 (R1.10.1)	※	外	87.4	※ 465・640・660・705円の4種類

下水道使用料一覧表（農業集落排水）

（令和4年1月1日現在）

区分 団体名	処理区域内人口 (人) R3.3.31	料金体系	基本料金 (円)	基本料金以外の料金 (円/月)	分担金 (千円)	消費税の 転嫁方法	水洗化率 (%) R3.3.31
千 葉 市	6,620	定 額 制	1,330	(一般家庭) 世帯一人当たり 435 (事業所等) 処理対象人員費一人当たり 435	公共枮 100	外	84.7
茂 原 市	6,804	水 道 料 金 制 累 進 制	10m ² まで 1,600	10m ² 超20m ² 以下 190 20m ² 超30m ² 以下 220 30m ² 超40m ² 以下 250 40m ² 超50m ² 以下 280 50m ² 超 300	一 戸 500	外	98.2
成 田 市	2,630	定 額 制	2,200	(一般家庭) 世帯一人当たり 550 (事業所等) 従業員一人当たり 550	一 戸 200	内	63.2
佐 倉 市	258	定 額 制	10m ² まで 1,118	10m ² 超20m ² 以下 113 20m ² 超30m ² 以下 139 30m ² 超50m ² 以下 179 50m ² 超100m ² 以下 212 100m ² 超 232 ※ただし世帯人員一人当たり3人 までは月8m ² 、4人からは4m ² とみ なす	一 戸 415	外	91.5
東 金 市	4,073	従 量 制 累 進 制	10m ² まで 1,148	10m ² 超20m ² 以下 132 20m ² 超30m ² 以下 143 30m ² 超50m ² 以下 161 50m ² 超100m ² 以下 178 100m ² 超500m ³ 以下 195 500m ³ 超 218	一 戸 500	外	80.7
旭 市	1,697	定 額 制	1,700	(一般家庭) 世帯一人当たり 400 (事業所等) 処理対象人員一人当たり 400	一 戸 420	外	71.8
市 原 市	484	定 額 制	1,700	(一般家庭) 世帯人員一人当たり 500 (事業所等) 処理対象人員一人当たり 500	(一般地区) 一 戸 250 (高滝ダム上流地区) 一 戸 100	外	84.5
君 津 市	243	従 量 制 累 進 制	2ヶ月 20m ² まで 2,000	20m ² 超40m ² 以下 110 40m ² 超60m ² 以下 120 60m ² 超100m ² 以下 130 100m ² 超300m ² 以下 150 300m ² 超500m ² 以下 170 500m ² 超 190	一 戸 170	外	90.9
袖 ヶ 浦 市	4,256	従 量 制 累 進 制	2ヶ月 20m ² まで 2,158.20	20m ² 超40m ² 以下 126.50 40m ² 超60m ² 以下 148.50 60m ² 超100m ² 以下 172.70 100m ² 超300m ² 以下 188.10 300m ² 超500m ² 以下 205.70 500m ² 超 224.40	(袖ヶ浦東部地区) 一 戸 130 (松川地区) 一 戸 220 (平岡地区) 一 戸 240	内	78.1
香 取 市	3,001	定 額 制	2,000	(一般家庭) 世帯人員一人当たり 500 (事業所等) 処理対象人員費一人当たり 500	一 戸 100	外	86.6
山 武 市	5,040	従 量 制 水 道 料 金 制 比 例 制 定 額 制 そ の 他	— 2,000	(一般家庭) 一人当たり 500 (事務所等) 1m ² 当たり 150	(武野里、借毛本郷、大平地区) 一 戸 250 (大富地区) 一 戸 300	外	68.9
大 網 白 里 市	1,808	従 量 制 累 進 制	10m ² まで 1,400	10m ² 超20m ² 以下 150 20m ² 超30m ² 以下 160 30m ² 超40m ² 以下 170 40m ² 超50m ² 以下 180 50m ² 超 200	一 戸 400	外	86.1
多 古 町	2,488	定 額 制 従 量 制	2,000	(一般家庭) 世帯人員一人当たり 500 (事業所等) 汚水1m ² 当たり 160	一 戸 100	外	64.4
九 十 九 里 町	2,428	従 量 制 累 進 制	10m ² まで 1,400	10m ² 超20m ² 以下 150 20m ² 超30m ² 以下 160 30m ² 超40m ² 以下 170 40m ² 超50m ² 以下 190 50m ² 超 210	一 戸 300	外	79.9
芝 山 町	960	定 額 制	2,000	(一般家庭) 一人当たり 500 (事務所等) 従業員一人当たり 200	一 戸 250	外	93.9
横 芝 光 町	651	水 道 料 金 制 比 例 制 定 額 制	2,000	一人当たり 500 1m ² 当たり 150	一 戸 200	外	85.1
一 宮 町	2,901	定 額 制 従 量 制	2,200	(一般家庭) 一人当たり 550 (事務所等) 1m ² 当たり 165	一 戸 650	内	100
睦 沢 町	456	定 額 制 従 量 制	2,200	(一般家庭) 一人当たり 550 (事務所等) 1m ² 当たり 165	一 戸 325	内	93.2
長 柄 町	792	定 額 制 従 量 制	2,000	(一般家庭) 一人当たり 500 (事務所等) 1m ² 当たり 150	一 戸 300	外	85.4
長 南 町	3,113	定 額 制 従 量 制	2,200	(一般家庭) 一人当たり 550 (事務所等) 1m ² 当たり 132	一 戸 420	内	84.3

※消費税の転嫁方法欄

料金表の中に消費税を含む場合(内税) …………… 内
 料金表より算出した金額に消費税を加算する場合(外税) …………… 外
 その他の場合 …………… 他